

Ⅲ 他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校 入学志願者等に関する手続について

1 他の都道府県（以下「他府県」という。）から市立高等学校を志願する者の手続について

(1) 市立高等学校全日制課程への志願者

他府県から市立高等学校全日制課程に入学を志願する者で、本人及び保護者の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内に居住が確実な者は、出願にあたって、和歌山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(2) 申請手続

該当者は、次に示す書類を、原則として令和7年12月25日(木)から令和8年1月15日(木)までに（市）学校教育課長に提出しなければならない。

ア 受検許可願（別記第1号様式）

※裏面の中学校長副申書並びに所管の教育委員会教育長の証明を得ること。

イ 誓約書（別記第2号様式）

(3) 受検許可

市教育委員会は提出された書類の審査を行い、受検が許可された者に対しては、受検許可書を発行する。

(4) 市立高等学校定時制課程への志願者

他府県から市立高等学校定時制課程に入学を志願する者は、和歌山県内に居住又は勤務することを証明する資料（事業主雇用証明書等）を入学願提出時に添付し、高等学校長の許可を受けなければならない。

2 海外から市立高等学校を志願する者の手続について

海外に居住し、市立高等学校に入学を志願する者は、入学日までに和歌山県内に居住が確実であり、市教育委員会の許可を受けた者でなければならない。

なお、特別な事由により、保護者と和歌山県内に居住できない場合は、その旨の許可も受けること。

(1) 申請手続

該当者は、次に示す書類を、原則として令和7年12月25日(木)から令和8年1月15日(木)までに（市）学校教育課長に提出しなければならない。

ア 受検許可願（別記第1号様式）

イ 海外に居住することを証明する書類（日本大使館や総領事館発行の在留証明書等）

ウ 誓約書（別記第2号様式）

(2) 受検許可

市教育委員会は提出された書類の審査を行い、受検が許可された者に対しては、受検許可書を発行する。

3 留意事項

(1) 手続きを希望する者は、事前に（市）学校教育課に電話連絡すること。

(2) 別記様式については、（市）学校教育課において交付する。

(3) 申請時に係る書類等の提出にあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 申請時に係る書類等は、保護者又はこれに代わる者が直接持参するものとする。ただし、他府県からの志願者等、申請時の住所が著しく遠隔地にある場合は、（市）学校教育課長の許可を得て、郵送とすることができる。

イ 審査結果の連絡のため、返信用封筒（長形 3 号に宛先を明記し、特定記録郵便で返信のため、320 円切手をはること。）を必ず添付するものとする。

- (4) 許可された申請者は、受検許可書を市立高等学校に入学願を提出する際に必ず添付すること。
- (5) 申請期間以後の保護者の転勤等、特別な事情が生じた場合は、（市）学校教育課長と協議することができる。
- (6) 他府県からの志願者に関わって中学校長から高等学校長に提出する調査書等については、「I 令和 8 年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜（全日制課程・定時制課程）実施要項」第 1 第 6 項によるものとする。